

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年3月28日

香川県監査委員 林 熱
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 昇降機保守点検業務委託について監視システム等により24時間常時監視する委託内容となつていないにもかかわらず、長期継続契約を締結していた。 (財産経営課)</p> <p>(イ) 契約保証金は契約を締結する前に納付させなければならないが、契約後に納付されていた。 (総務事務集中課)</p>	<p>ア 契約について</p> <p>(ア) 当該委託業務について、監視システムにより24時間常時監視する委託内容に変更した。</p> <p>(イ) 今後は、契約を締結する前までに契約保証金を納付させるよう、適正な執行に努める。</p>
検討指示事項	経費節減と事務処理負担の軽減のため、公用自動車の車検及び法定点検事務の取扱い窓口の一元化について、昨年度に検討を指示したところであるが、経費や事務処理方法等についての検討が不十分なことから、再度検討する必要がある。 (総務学事課)	車検等の取扱い窓口を一元化し競争入札を導入した場合に見込まれる経費について車両ごとに実績額との比較を行ったが、車両の状況により整備等の内容が異なることから、一元化することによるスケールメリットが十分働くこと、経費の軽減が見込めなかつた。また、一元化した場合においても、各所属が処理しなければならない事務が残り、事務処理負担の軽減が見込めないことから、現行の方法を継続する。